1
第二十五条　決済及び清算
集中決済
1.1　指定された事業体の間の決済は、この約定の施行規則に定める手続に従って集中清算機関を通じて行うことができるものとし、指定された事業体の集中口座から行う。
2
二者間の決済
2.1　総計算書の残高に基づく請求
2.1.1　一般的に、集中清算制度に参加していない指定された事業体は、総計算書の残高に基づいて自己の口座の決済を行う。
2.2
決済用口座
2.2.1　指定された事業体は、郵便振替制度を有する場合には、相互に決済用口座を開設し、当該口座を通じて、郵便送金業務に係る相互間の債務及び債権を決済することができる。
2.2.2　払渡側の指定された事業体が郵便振替制度を有しない場合には、他の金融機関に決済用口座を開設することができる。
2.3
決済のための通貨
2.3.1　決済については、名宛国の通貨又は指定された事業体の間で取り決める第三通貨で行う。

第三部　経過規定及び最終規定

第二十六条　大会議の際の留保
1　連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。
2　原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、正当な理由を有するものとする。
3　この約定に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。
4　大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。
5　留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。
6　この約定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの約定の最終議定書に規定する。

第二十七条　最終規定
1　この約定に明文の定めのない事項については、適当な場合には、条約の規定を準用する。
2　万国郵便連合憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。
3　この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件
3.1　大会議に提出された議案であってこの約定に関するものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であって出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であって大会議に代表を出しているものの二分の一以上が出席していなければならない。
3.2　この約定の施行規則に関する議案は、実施されるためには、この約定の署名国又は加入国である郵便業務理事会の理事国（投票権を有するものに限る。）であって出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。
3.3　大会議から大会議までの間に提出された議案であってこの約定に関するものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。
3.3.1　規定の追加に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上
3.3.2　この約定の規定の改正に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の過半数
3.3.3　この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の過半数
3.4　3.3.1の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された追加に適合していない場合には、当該追加の通報の日から起算して九十日以内に、当該追加を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第二十八条　この約定の効力発生及び有効期間
1　この約定は、二千十八年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十六年十月六日にイスタンブールで作成した。

郵便送金業務に関する約定の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された郵便送金業務に関する約定に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条　事業体の役割
1　フランスについては、約定第五条4の規定に関し、並びに約定第三条及び第四条の規定の適用上、フランスの指定された事業体は、約定に署名した加盟国の事業体との間においてのみ郵便送金業務を開始することができる。
2　1に規定する事業体のいずれかが指定された事業体でない場合には、当該事業体は、フランスの指定された事業体から受け取った郵便送金指図の払渡しのみを行うことができる。フランスの指定された事業体と送金取決めを行うためには、当該事業体は、郵便送金指図の独占的な実施に参加する旨の宣言を関係する加盟国の権限のある当局宛てに行い、その写しを当該送金取決めに先立って提出する。当該加盟国は、その裁量により、当該宣言の写しに承認を付することができる。
3　1及び2の規定は、相互主義により、フランスの領土において、約定に署名した他の加盟国の指定された事業体と独占的に提携することを希望するフランスの事業体についても適用される。

以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が約定中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十六年十月六日にイスタンブールで作成した。

総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三